

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄外108名

被告 国

意見陳述書

2016年4月25日

長崎地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木昭雄

ダム事業の違法性を考える視点

あまりにも当然のことですが、原告らが日本国民、長崎県民として有している基本的人権は、いかなる行政権力といえども、侵すことのできない永久の権利です（憲法第11条）。すべての国民は個人として尊重されなければならないのです（憲法第13条）。

しかし、今すでに原告や相代理人がこもごも訴えたとおり、長崎県知事は公権力を振りかざし、原告らの「人としての尊厳」を土足で踏みにじろうとしています。

私は長崎県知事の一方向的な権力行為を見るとき、有名な過去の一つの演説を思い起こしてしまいます。すなわち、1941年6月22日、ヒットラーの機甲部隊が突然電撃的にソ連の国境線を越え、ロシアの大地に侵攻した時、イギリス首相チャーチルは、その日の夜9時のBBC放送で全国民に次のように訴えました。

「今私の目に映っているのは、祖国の門口に立って、自分たちの先祖が幾

世代にもわたって耕してきた田園を防衛しているロシア兵士たちの姿であります。私が見ているのは、そこで非常に苦勞して生活の糧を大地から得ており、またそこに人間の根源的な喜びがあり、少女たちが笑い、子どもたちが遊んでいるロシアの村々であります。さらに私の目に映っているのは、これらすべての上にナチの戦争機械が戦争の騒音をがちゃつかせながら、襲いかかっている情景であります。」そしてチャーチルは、イギリス国民と、さらに世界の国民に対して、このヒトラーの無法な攻撃に対し、一緒に戦い抜くことを呼びかけたのです。

私にはこのチャーチルが「私の目にいま映っている情景」として描いた映像が、そのまま石木ダムをめぐり、こうぼるの大地と、そこに生活する人々に、長崎県知事が命じる重機が襲いかかっている情景と、まったく同じものとして重なって見えます。甲第3号証の写真集の笑顔の人々に対して襲いかかっている姿です。

すでに御承知のとおり、長崎県知事は諫早湾干拓工事を巡る紛争の中で、諫早湾周辺の漁民が勝訴した福岡高等裁判所の確定判決に基づき、国が判決に命じられた調整池排水口の開門を実行しようとしたことに対し、国に反対の立場を表明しました。その理由は、「はじめに事業ありきであってはならない。住民が納得できるように、充分説明を尽くすべきであり、その説明がなされないまま着工されてはならない」ということだと、私は理解しています。私は開門を求めた漁民の代理人ですが、この長崎県知事の主張には、私もまったく同意見でしたから、直ちに国・農水省との意見交換の機会などに「国は住民に充分説明を尽くすべきだ」と要求し続けました。

しかるに長崎県知事は、本件石木ダム建設の事業主体の立場に立つと、私の立場から見れば従来の意見を一転させて、納得のいく説明を求める地権者の声などに充分答えることをしないまま、一方的に強権を振りかざし、

事業着工を強行しようとしています。

私は、事業主体である自治体が、事業を行う場合の説明義務について、正面から判断した裁判例として、私も原告代理人の一人として参加した、「牛深し尿処理場差止訴訟判決」（熊本地裁昭和 50 年 2 月 27 日判決、『判例時報』772 号 22 頁）が最も適切だと考えています。この事件は、熊本県天草にある牛深市が、海岸に市民のし尿処理場を建設しようとして計画したのに対し、処理した排水を放流する予定地住民である漁民が建設差止を求めたものです。判決は次のように判断しました。

「本件施設から出る放流水によって湾付近海域が汚染される結果、漁業その他生活上の被害を生じる蓋然性が高いと予測されるから、本件し尿処理場の設置は永年漁場および生活の場として付近海域とともに生きてきた・・・原告らをして、その居住地、住居を生活の場として利用することを困難とさせるに等しく、このような場合には、たとえ本件予定地に建設されるものが本件施設のように公共性の高いものであっても、その建設を許容すべき特別の事情がない限り、受忍限度を越える違法なものとして建設差止が認められるべきであると解するのが相当である。」

さらにその「特別の事情」の在否について、「牛深市は事前に環境影響調査を行って、本件施設が設置されたときに生ずるであろう被害の有無、程度を明らかにし、その結果により、現在の方法よりはたして公害の発生が低いと言えるかどうかを厳密に検討し、そのうえで、本件予定地に本件施設を建設する以外適当な方法がないと判明した場合にはじめて、その調査結果に基づき具体的な被害者に対する補償問題なども含めて、住民を説得する等の措置を取るべきである。しかし、そのような調査をした上で、その結果をふまえて交渉をしたとの疎明はないから、『特別の事情』があるとはいえない。」

以上の理由によって、差止が認められたのです。

従って本件において参考となるのは、行政はまず住民の納得、合意を得るよう努力する義務が存しており、その説明のために必要な資料として環境影響調査を行い、他の方法との比較検討を行うべきであり、そのうえで建設計画以外に他の適当な方法がないということが明らかにされた場合に、はじめて被害補償を含めて住民らを説得する等の措置を取ること、それらを行わなければ、その事業は違法となり、差止が認められる、ということなのです。私たちはこの判決の示した判断が正しいあるべき考え方だと確信しています。

国の答弁書によれば、今回の事業では現地影響調査を行ったし、他の代替案の検討もした、と主張しているようです。しかしそれはあくまで「一般的」「形式的」に行われたに過ぎません。答弁書では現地影響調査よれば、事業によって失われる利益は「自然環境への影響であり、しかも総合的に判断してその影響は小さいと評価されている」と主張しています。地権者に限定してさえも、奪われるものの本質をまったく考慮しようとさえしていない影響調査です。ましてや地域全体の生活住民に及ぼす影響など、まったく考慮されていないのです。

裁判所は、ぜひ澄んだ目で、これまでの事実の経過を見てください。本当にこの事業に「必要性、公共性」が存するのか。抽象的形式的一般論の理屈ではなく、地権者たちが訴える具体的な事実そのものを直視していただきたいと切望します。

そのことによって、同時にまた地権者たちが強権的に乱暴に奪われようとしているものが、よりよく見えてくるはずです。決して、土地建物の値段などでは評価できない、してはならない「人としての尊厳」そのものが踏みにじられているのだということが御理解いただけたらと思います。

適切な審理が進められますよう、切望します。